

エアバッグ類車上作動処理契約事業者 殿

**自動車再資源化協力機構では昨年までに
エアバッグ類 車上作動処理監査を
全国 350 事業所で実施いたしました。**

エアバッグ類の車上作動処理については、大半の契約業者の皆様「エアバッグ類適正処理情報」に従った安全作業や実績管理を行っていただいておりますが、残念ながら一部の事業者様では誤った独自の方法で処理が行われている実態がありました。

作業時の安全確保や確実な実績管理は、自動車メーカー等との契約や国の認定における重要な遵守事項です。
必ず「エアバッグ類 適正処理情報」に従って確実に実施していただく必要があります。

契約事業者様に対して国機関による立入検査が順次行われます。
この資料を参考にして、正しい車上作動処理の実務を行ってください。

※ 国機関による立入検査では、私ども自動車再資源化協力機構による車上作動処理監査同様、適正処理情報に記載された**実績管理や安全な作業が適切に実施されているか**が確認されます。

【参 考】

車上作動処理の実状（車上作動処理監査時の主な問題指摘事項）

契約内容

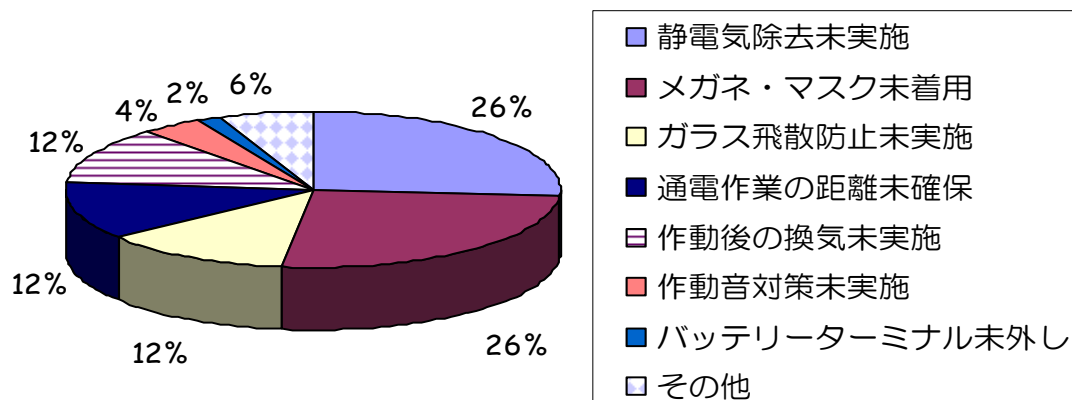
- ・ 契約事項に変更があるが届け出していない
- ・ 管理台帳に記録していない
- ・ 管理台帳に基づく引渡報告が実施されていない

記録と報告

- ・ 管理台帳の記載項目が自再協の指定項目に対して不足している
- ・ 管理台帳と引渡報告の内容に齟齬がある

確実な作業の実施

☆ 極めて多くの事業者様において問題指摘させていただきました。



別紙に正しい業務を紹介しますので、ご担当の方に回覧していただいたり、作業場に掲示していただくなど、今一度、貴社の車上作動処理業務の見直しをお願いします。

I. 契約内容

① 申込書類の変更および管理

車上作動処理の委託契約は、自治体の許可を受けた解体業者であり、かつ、周辺や事業所において発生ガス・作動音への適切な対応が行えていることを条件に締結させていただいています。

許可証や申込書類の内容に変更等があった場合は、該当箇所を修正の上、速やかに

自動車再資源化協力機構 (TEL: 03-5405-6155/FAX: 03-5405-6117)

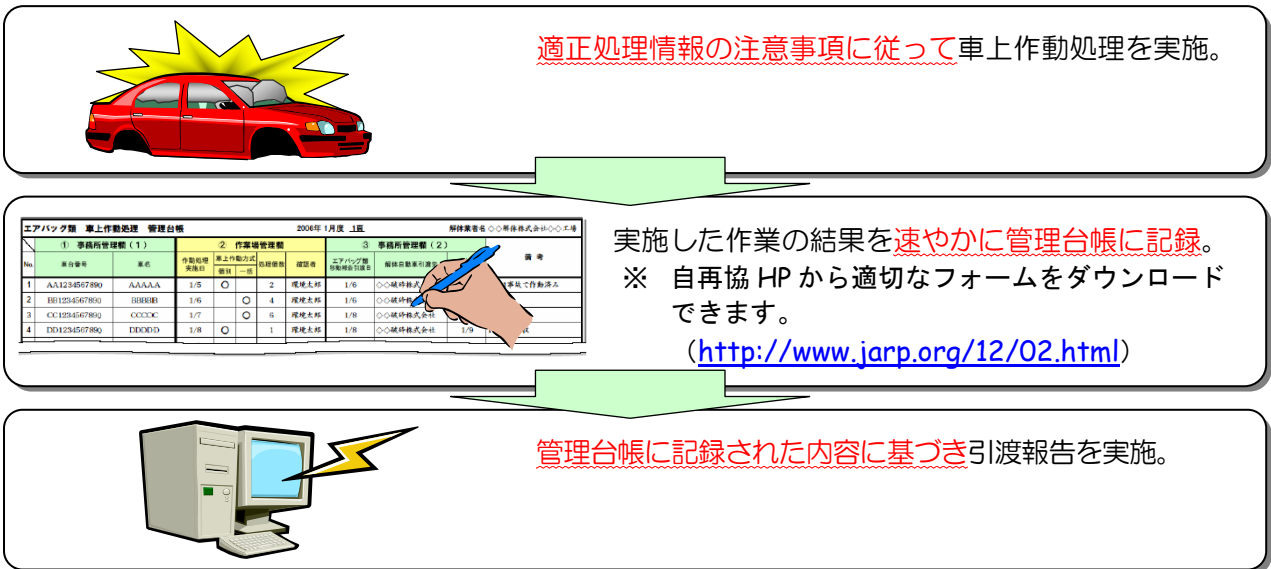
までご連絡ください。

なお、申込書類は「**エアバッグ類車上作動処理業務規約**」「**エアバッグ類車上作動処理における遵守事項**」とともに大切に保管してください。

② 車上作動処理を実施してから引渡報告を実施するまでの手順

「**エアバッグ類車上作動処理 管理台帳**」は、自動車メーカー等に対し車上作動処理を行った実績を証明する重要な書類です。

車上作動処理を行った実績は必ず管理台帳に記録し、以下の手順で引渡報告を実施してください。



II. 記録と報告

「**エアバッグ類車上作動処理 管理台帳**」は車上作動処理を行った実績を証明する重要な書類であることから、指定されたすべての項目を記録していただく必要があります。

独自の書式を使用する場合であっても、必ずすべての項目を記録してください。

エアバッグ類 車上作動処理 管理台帳										備考
① 事務所管理欄 (1)		② 作業場管理欄				③ 事務所管理欄 (2)			備考	
No.	車台番号	車名	作動処理 実施日	車上作動方式 個別 一括	処理回数	確認者	エアバッグ類 移動報告引渡日	解体自動車引渡先		ELV 引渡日
2										

詳しくは、適正処理情報 (共通情報) を参照してください。

「**エアバッグ類車上作動処理 管理台帳**」に記録したとおりに引渡報告を行えば、実際の作業に基づく正しい引渡報告が実施できます。

※ 管理台帳がない、項目が欠落している、引渡報告が行われた車台が管理台帳に記載されていない、という場合は、車上作動処理を行った実績が確認できないため、リサイクル料金の支払停止や契約解除もあり得ますのでご注意ください。

管理台帳を補完する手段として、写真により証明することも有効です。



III. 確実な作業の実施

車上作動処理は自動車メーカー等に代わって実施する業務であることから、従業員の皆さんの安全を確保するため、必ず以下の注意事項を守って作業を行ってください。

① 静電気除去

誤作動を防ぐため、車台等で除電してから作業を開始。



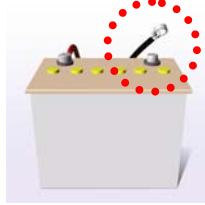
② 保護メガネ・手袋着用

怪我防止のため、作業開始から終了まで保護メガネ・手袋を着用。



③ バッテリーターミナル取外しと所定時間放置

誤作動を防ぐため、バッテリーのマイナスターミナルを外し、所定時間放置した後作業を開始。



④ 作動時のガラス飛散防止

ガラス飛散等による怪我防止のため、車台のドア・窓を閉め、飛散防止対策を実施。



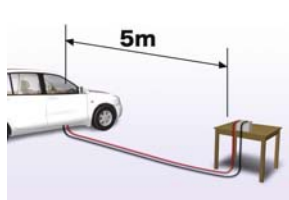
※ 車上作動処理実施前にドア・窓等を取り外した場合は、ドア・窓等が締められた状態と同様の効果がある対策を施した上で実施。



車台全体にカバー、コンテナ内で実施、等

⑤ 通電時の距離の確保

ガラス飛散等による怪我防止のため、車台から5m程度離れて通電。



⑥ 発生ガス・防音対策の実施

周辺環境や作業場内において対策が必要と申込書(様式2等)で宣言した発生ガス・防音対策を実施。



⑦ 換気時のマスク着用

発生ガスを吸わないよう、換気時はマスクを着用。



そのまま実施

⑧ その他

以下に紹介した作業は、危険ですから決して行わないでください!!



可燃性のカバーを直接掛ける。



車台から外しシートの上等で車上作動処理する。

【記入例】エアバッグ類 車上作動処理 管理台帳

2006 年 1 月 度 1 頁

解体業者名 ◇◇解体株式会社◇◇工場

No.	① 事務所管理欄 (1)		② 作業場管理欄				③ 事務所管理欄 (2)			備 考	
	車台番号	車名	作動処理 実施日	車上作動方式		処理個数	確認者	エアバッグ類 移動報告引渡日	解体自動車引渡先		解体自動車 引渡日
			個別	一括							
1	AA1234567890	AAAAA	1 / 5	○		2	環境太郎	1 / 6	◇◇破碎株式会社	1 / 9	2個は事故で作動済み
2	BB1234567890	BBBBBB	1 / 6		○	4	環境太郎	1 / 6	◇◇破碎株式会社	1 / 9	D席1個、P席1個、Pr2個
3	CC1234567890	CCCCC	1 / 7		○	6	環境太郎	1 / 8	◇◇破碎株式会社	1 / 9	写真なし
4	DD1234567890	DDDDDD	1 / 8	○		1	環境太郎	1 / 8	◇◇破碎株式会社	1 / 9	1個取外回収
5	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
6	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
7	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
8	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
9	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
10	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
11	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
12	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
13	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
14	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
15	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
16	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
17	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
18	<p>自再協HP「各種マニュアル・書式集 (http://www.jarp.org/12/02.html) 」から 管理台帳フォームがダウンロードできますので、ご利用ください。</p>										
19											
20											

☆車台番号☆
全桁を記入してください。

☆作動処理実施日☆
現場において実際に車上作動処理を
実施した日を記入してください。
※エアバッグ類の引渡報告を行った
日ではありません。

☆車上作動方式☆
エアバッグを個別作動
で処理されたか、一括
作動で処理されたかを
記入してください。

☆処理個数☆
車台に装備されていた
個数ではなく、実際に
車上作動処理にて処理
をした個数を記録して
ください。
※事故で既に作動済み
のものは処理個数に
含みません。

☆確認者☆
作業場の責任者に車上作動処理が適正に
実施されたことを確認いただき、作業場の
責任者のサインを記入、または、押印して
ください。

☆エアバッグ類
移動報告引渡日☆
管理台帳の実績をもとにエアバッ
グ類の引渡報告を行った日を記入
してください。
※旧フォームは項目がありません
ので追加してください。

☆解体自動車の引渡先および引渡日☆
車上作動処理の実績管理において不審な点
があった場合は、解体自動車の引渡先である
破碎業者等へも調査させていただく場合があ
りますので、必ず記入してください。
※前破碎工程・破碎工程を兼務している場合
には、自社名を記入してください。

☆備考☆
使用済み自動車を引き取った
際にすでに一部のエアバッグ
類は事故等で作動済みであつ
た場合など、特筆すべき点があ
る場合は、その内容を記入して
ください。